

会 議 録

公開・一部公開・非公開		非公開 部 分 理 由			
市民生活部長	市民課長	課長補佐	係長	係	文書管理責任者
	税務課長	課長補佐	収税管理係長	係	保存期間
健康福祉部長	健康保健課長	課長補佐	健康増進係長	係	作成日
				係	
				係	記録者所属
					市民課 国保年金係
				、	職・氏名 主任 堀内 美幸 印

会議等の名称	令和 2 年度 第 2 回東御市国民健康保険運営協議会	開催日時	令和 2 年12月25日（金） 午後 1 時15分～午後2時15分
		場 所	東御市役所本館 2 階 全員協議会室
主催者(事務局)	市民課国保年金係	司会者	坂口市民課長
出席者	依田政一会長、佐藤俊彦副会長、岩下恵美子委員、唐澤淳子委員、春原久幸委員 花岡利夫市長、小林秀行市民生活部長、中條万里子健康福祉部長、小松信子健康保健課長、野村伸弥税務課長、 坂口光枝市民課長、土屋佐知子健康増進係長、山崎直樹国保年金係長、塩入卓也主査、堀内 (傍聴者あり)		
欠席者	唐澤茂幸委員、太田心平委員、片山良孝委員、五十嵐治委員		
議 題	(議題) (配布資料) ・ 副会長の選任 別紙会議資料のとおり ・ 諮問（東御市国民健康保険税率について） ・ 令和 3 年度国民健康保険税の税率改定について		
決定事項 (要点を箇条書き)	・ 副会長に佐藤俊彦委員を選任・承認 ・ 会議録署名委員 春原久幸委員、唐澤淳子委員 ・ 東御市国民健康保険税率についての諮問に対して、次回第 3 回東御市国民健康保険運営協議会で答申する。		
次回への 検討事項	特になし		
次回開催	(日時) 令和 3 年 2 月 3 日（水） 午後 1 時15分から	(場所)	東御市役所本館 2 階 全員協議会室

討議内容及び経過	（発言者名）	（発言内容等）
1 開会		
2 あいさつ	会長	
	市長	
3 自己紹介		
4 副会長選任		出席委員の互選により、副会長に佐藤俊彦委員が選任された。
5 諮問	市長	令和 3 年度国民健康保険の税率改定について諮問。
6 審議事項		会長の指名により、会議録署名委員に春原久幸委員、唐澤淳子委員が選出された。
		議題「令和 3 年度国民健康保険税の税率改定について」
	事務局	平成30年4月からスタートした国保制度改革について説明。県内国保加入者の保険料負担の平準化を図り、将来的には保険料水準の統一を目指す。保健事業を県と市町村が協力することで疾病予防を推進し、医療費の適正化に取り組む。事務事業効率化の成果のひとつは、令和 2 年 8 月から被保険者証と高齢受給者証の一体化を行ったこと。今までは違う時期に発送していた被保険者証と高齢受給者証を一度に発送できるようになった。70歳以上の被保険者が病院受診の際に提示する書類がひとつになり利便性の向上につながった。 資料 1 について説明
		質疑・応答
	会長	①現在の 4 方式から、段階的に資産割を減らしていき、将来的には県下統一の 3 方式にするという説明であった。3 方式となるのはいつ頃の予定か。 ②被保険者数が毎年約200人少なくなっているが、全体の会計を維持していく中で財政の見通しについて。
	事務局	① 3 方式にするため急激に資産割を下げてしまうと、応能割（所得割＋資産割）のうちの所得割が高くなり、被保険者への影響が大きい。このことは平成29年度の本協議会の議題として協議し、段階的に資産割を削減していくことで被保険者への影響を極力少なくすることとなった。平成31年度以降、2 年に一度、資産割を20%下げる。令和9年度課税分は資産割を除く 3 方式とする計画。（平成31年度に20%減、次回は令和 3 年度に20%減） ②被保険者が減少すると国保税は減収傾向にある。国保財政調整基金の残高は平成31年度末時点で3 億 7 千万円、令和 2 年度末（見込み）で 4 億円強。この国保財政調整基金を活用することで、被保険者への影響を極力抑え、令和 9 年度までに 4 方式から 3 方式に移行できればと考えている。 被保険者の人数に関しては、リーマンショックのときに被保険者が増えたということで、県は令和 3 年度の国保事業費納付金を算定するにあたり、被保険者が増えるのではと試算している。 状況を見てその都度、本協議会にかけながらご相談していきたい。
	委員	（資料 1 2 頁目） 単年度実質収支がマイナスになっているが、3 方式となる令和 9 年度には単年度実質収支はプラスマイナス ゼロとなるのか、プラス方向になるのか。
	事務局	令和 9 年度までの財政を見込むのは非常に難しいが、単年度実質収支はいずれゼロにもっていくのが相応しいと考えている。ゼロにするためには、税率を少し上げさせていただく。国・県補助金によっても変わってくるので、その都度精査し、2,3年後の財政見通しを立てながら検討する。 令和 9 年度は先の話になるので、はっきりしたことは言えないが、近い未来に対して財政見通しを立てていく中で、単年度実質収支についてはゼロにしていく方向で考えている。
	委員	（資料 1 8 頁目（2）） 平成31年度の特定健康診査の受診率が前年度より2.4ポイント減となっているが、原因はあるのか。
	事務局	特定健診は平成20年度から始まった制度で、40～74歳までの被保険者が対象となっており、保険証ごとに健診が義務付けられて実施しているもの。平成25年頃から、43%から46%に上り、40%台を推移している。毎年分析している年代別の受診状況等によると、健診が定着してくる70～74歳の約半数が健診を受けているが、その年代の方が増えてきている。その方が75歳になり国保資格を喪失すると受診率が落ちる。平成31年度の受診率が前年度より減となった理由としては、65～70歳の受診率が前年度より落ちたことによる。引き続き受診勧奨に努めていきたい。
	会長	諮問内容に対し、本日出された意見等を踏まえ、この協議会の中で、市への答申の方針をまとめたいが、諮問内容のとおりの方針でよろしいか。 異議なしのため、諮問のとおり、税率改定を適当とする方向で、事務局で答申書（案）を作成し、次回の協議会で確認することとします。
7 その他	事務局	新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免制度について説明。
		次回の運営協議会の開催日時について連絡。
8 閉会		